

## 運動部活動における制限緩和に係る方針

(令和2年7月9日版)

### <活動制限緩和の予定>

段階	期日
緊急事態宣言解除	5月14日(木)
分散登校終了	5月26日(火)
部活動時間の上限を 平日3時間、週休日4時間実施	5月23日(土)～
県内に限り複数校による合同練習実施可	
県内における練習試合実施可	5月30日(土)～
県内大会への参加可	6月13日(土)～
県外への遠征及び県内への受入れ可能な地域については、 島根県との同一生活圏に限る(米子・境港から松江まで)	
県外への遠征及び県内への受入れ可能な地域については、 中国五県とする。 ※ただし、相手側の状況を確認して実施	6月20日(土)～
宿泊を伴う、遠征の許可	
合宿実施許可	
県外への遠征及び県内への受入れ可能な地域については、 中国、四国、関西とする。 ※ただし、相手側の県の緩和状況を確認し認められる場合 のみ許可する。また、県が設定する「特別感染警戒地域」 「重要感染警戒地域」「感染警戒地域」に遠征等をする 場合には、感染予防に万全の注意を払うこと。	7月13日(月)～

### <活動内容についての留意点>

- ・感染防止対策を十分に行うとともに、生徒の体調に十分配慮して活動する。特に、練習試合の実施や大会への参加については、段階的に実施し、ケガや熱中症防止に最善の配慮を行う。
- ・活動は、新しい生活様式に則って実施する。
- ・マスクの取扱いについては、保健体育の授業での取扱いに準ずる。
- ・発熱等の風邪の症状がある場合は、活動に参加させない。
- ・競技ごとの活動(練習及び大会)については、中央競技団体からの活動方針やガイドラインに則って活動する。
- ・コンタクトスポーツ(柔道、剣道、相撲、なぎなた、レスリング、ラグビー、ボクシング、空手道、バスケットボール、ハンドボール、サッカー、フェンシング等)においては、中央競技団体が対人的活動の実施を認めている場合、かつ2週間発熱などの風邪の症状等がない場合のみ可能とする(ただし、鳥取県版新型コロナ注意報等が発出されていない場合、かつ医師の診断により練習への参加が許可された場合は可とする)とともに、活動の前後だけでなく、活動中も適宜手洗い又は手指等の消毒を行う。他の種目についても、必要に応じて行う。
- ・必ず週休日のどちらか1日を休養日とする。ただし、大会等により週休日の両日が活動となった場合は、平日に休養日を振り替えることとする。
- ・練習試合の実施及び大会参加は、「大会への参加及び大会実施におけるガイドライン(令和2年6月18日版)」を参照の上、実施及び参加する。

- ・水分補給のための飲料については、個人で準備し回し飲みなどを行わない。
- ・水分補給用の飲料をドリンクサーバーなどで準備し、部員で共有しての水分補給は行わない。
- ・タオルについては、個人で準備し他の部員と共有しない。

#### ＜活動実施についての留意点＞

- ・必ず月ごとの活動計画を作成し、管理職の了解を得た上で活動し、実績報告を作成して管理職へ提出する。
- ・計画の作成については、「鳥取県運動部活動の在り方に関する方針」、本方針及び「学校の運動部活動に係る活動方針」に則って作成する。
- ・管理職は、活動時間や休養日が遵守できない場合や、感染防止対策が不十分な部については指導を行い、改善が見られない場合は活動を許可しない。

#### ＜練習試合及び大会参加について＞

- ・県外への遠征及び県内への受入れについては、中国、四国、関西とする。ただし、相手側の県の緩和状況を確認し認められる場合のみ許可する。また、県が設定する「特別感染警戒地域」「重要感染警戒地域」「感染警戒地域」に遠征等をする場合には、感染予防に万全の注意を払うこと。
- ・県外への遠征及び県内への受入れを行う場合は、実施計画（会場への移動手段を含む）及び感染予防対策を作成し、管理職の許可を得た上で実施する。また、保護者へ実施計画及び感染予防対策を提示し、生徒の参加についての同意書の提出を求める。
- ・練習試合における会場への移動は、生徒の活動時間に含まない。
- ・練習試合における、会場及び用具等の準備・片付け・整備、試合間の休憩、ミーティングについては、生徒の活動時間に含まない。
- ・練習試合における、ウォーミングアップ及びクールダウンについては、生徒の活動時間に含める。
- ・宿泊を伴う遠征は6月20日（土）から許可する。

#### ＜合宿について＞

- ・合宿については、6月20日（土）から許可する。
- ・合宿を行う場合、顧問は実施計画（会場への移動手段含む）及び具体的な感染予防対策を作成し管理職の許可を得た上で実施する。また、保護者へ実施計画及び感染予防対策を提示し、生徒の参加についての同意書の提出を求める。

#### ＜遠征や合宿における宿泊や食事について＞

- ・宿泊を行う場合は、原則個室とする。ただし、個室での宿泊が困難な場合には、宿泊者が部屋の定員の50%以下となるよう人数を制限する。
- ・個室ではなく相部屋となる場合は、部屋内において他人と物の共用を行わないようにするほか、マスクの着用や換気をするなど、三密となることのないよう、感染症予防対策を徹底する。
- ・宿舎での食事は一人盛りでの提供が望ましいが、大皿等で提供される場合は、従業員の方に取り分けてもらうか、取り分ける役を決めてトングや取り箸を使い回さないようにする。また、ご飯やお茶等の盛り付けについても、従業員の方に盛り付けてもらうか、盛り付ける役を決めて行う。
- ・片付けについては、従業員の方の指示に従って行う。
- ・昼食で弁当をまとめて準備する場合は、配布する役を決めて個人に配布し、他人の分をまとめて受け取ることはしない。

◎上記の方針は、現時点でのものであり今後の新たな情報等により随時見直しを行います。